

<p>第4条(地域保健医療計画の内容) ①地域保健医療計画には次の各号の事項が含まれていないなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健医療需要測定</li> <li>2. 保健医療に関する長短期供給対策</li> <li>3. 人材・組織・財政等、保健医療資源の調達および管理</li> <li>4. 保健医療の伝達体系</li> <li>5. 地域保健医療に関する統計の収集および整理</li> </ol> <p>②第1項で規定したもの以外に地域保健医療計画の内容、樹立方法・時期などに関する必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>の提出を要求することができる。</p>
<p>第3条(地域保健医療計画の内容) ①法第4条第2項の規定による市・郡・区の地域保健医療計画の内容には次の各号の事項が含まれていないなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域保健医療計画の達成目標</li> <li>2. 地域現況と展望</li> <li>3. 地域保健医療機関と民間医療機関間の機能分担および発展方向</li> <li>4. 法第9条の規定による保健所業務の推進現況と推進計画</li> <li>5. 地域保健医療機関の拡充および整備計画</li> <li>6. 地域保健医療と社会福祉事業間の連係性の確</li> </ol>	

保計画

②法第4条第2項の規定による市・道の地域保健医療計画の内容には、第1項の各号に規定された内容以外に、次の各号の事項が含まれていなければならない。

1. 医療機関の病床需給に関する事項
2. 精神疾患等の治療のための専門治療施設の需給に関する事項
3. 市・郡・区の地域保健医療機関の設置・運営の支援に関する事項
4. 市・郡・区の地域保健医療機関の人材の教育訓練に関する事項

第4条(地域保健医療計画の樹立方法等) ①市・道知事および市長・郡守・区庁長は、法第4条第2項の規定により、地域保健医療計画を樹立する前に、地域内の保健医療の実態と地域住民の保健医療の意識・形態等について資料を収集し、これに必要な調査を実施しなければならない。

②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、法第4条第2項の規定により、地域保健医療計画を樹立する場合は、第1項の規定による地域内の保健医療実態調査結果に従って、当該の地域に必要な事業内容を総合的に樹立するが、国家または市・道の保健医療施策と符合するよう樹立しなければならない。

③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、法第4条第2項の規定により、地域保健医療計画を樹立する場合は、その重要内容を2週間以上公告し、地域住民の意見を取りまとめなければならない。

第5条(地域保健医療計画の樹立時期等) ①市・道知事または市長・郡守・区庁長は、法第4条第2項の規定により、地域保健医療計画を4年ごとに樹立しなければならない。但し、その年次別施行計画は、毎年樹立しなければならない。

②地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期は、市長・郡守・区庁長の場合は、計画施行前年度の6月末までとし、市・道知事の場合は計画施行前年度の11月末までとする。〈改定 99.8.9〉

③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、地域内の人口の急激な変化等、予測できない保健医療環境の変化により必要な場合は、地域住民、保健医療関連機関・団体および専門家の意見を聞き、市・道または市・郡・区議会の議決を経て、地域保健医療計画を変更することができる。

④第3項の規定により地域保健医療計画を変更した市・道知事または市長・郡守・区庁長は、遅滞なくこれを保健福祉部長官、または市・道知事に提出しなければならない。

<p>第5条(地域保健医療計画の施行)①市・道知事または市長・郡守・区庁長は、保健福祉部令が定めるところにより、地域保健医療計画を施行しなければならない。</p> <p>②市・道知事または市長・郡守・区庁長は地域保健医療計画を施行するにあたり、必要であると見なした場合、保健医療関連機関・団体等に対し、人材・技術および財政支援を行うことができる。</p>		<p>第3条(地域保健医療計画の施行) ①市・道知事または市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長を言う。以下同じ)は、法第5条第1項の規定により、地域保健医療計画を施行する場合は、地域保健法施行令(以下“令”とする)第5条第1項の但し書きの規定による、年次別施行計画により施行しなければならない。</p> <p>②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による地域保健医療計画の施行に関して、必要な人材と財政の確保・支援に努力しなければならないが、地域保健医療計画の施行のために、必要であると見なした時は、保健医療関連機関・団体にその一部を施行させることができる。</p>
<p>第6条(地域保健医療計画の施行結果に対する評価)</p> <p>①保健福祉部長官または市・道知事は、大統領令が定めるところにより、市・道または市・郡・区・地域の地域保健医療計画の施行結果を評価することができる。</p> <p>②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の規定による評価結果を必要な場合、第19条の規定による費用の補助に反映することができる。</p>	<p>第6条(地域保健医療計画の施行結果の評価) ①法第6条第1項の規定による評価のため、市長・郡守・区庁長は、当該の市・郡・区・地域の地域保健医療計画、またはその年次別施行計画の施行結果を毎年施行年度の翌年2月末まで市・道知事に、市・道知事は当該の市・道の地域保健医療計画またはその年次別施行計画の施行結果を毎年施行年度の翌年3月末までに、保健福祉部長官に各々提出しなければならない。</p> <p>②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の</p>	

<p>第 7 条(保健所の設置) 保健所(保健医療院を含む。以下同じ)の設置は、大統領令が定める基準に従い、当該の地方自治団体の条例で定める。</p>	<p>規定により提出された地域保健医療計画またはその年次別施行計画の施行結果を評価する場合は、保健福祉部長官が定める評価基準に従って評価しなければならない。</p> <p>③保健福祉部長官および市・道知事は、第 2 項の規定による地域保健医療計画またはその年次別施行計画の施行結果を評価した時は、その結果を公表することができる。</p>	
<p>第 8 条(保健医療院) ①保健所のうち、医療法第 3 条第 4 項の規定による病院の要件を備えた保健所は、保健医療院という名称を使用できる。</p> <p>②&lt;削除、99.2.8&gt;</p>	<p>第 7 条(保健所の設置) ①法第 7 条の規定により、保健所(保健医療院を含む。以下同じ)は、市(区)が設置されていない市を言う)・郡・区別に 1 箇所ずつ設置する。但し、市長・郡守・区庁長が地域住民の保健医療のため、特に必要であると見なした場合には、必要な地域に保健所を追加で設置・運営することができる。</p> <p>②第 1 項の但し書きの規定により保健所を設置する時は、地方自治法施行令第 39 条の 3 の規定に基づく。この場合、行政自治部長官は保健福祉部長官と事前に協議しなければならない。&lt;改定 98.2.28&gt;</p>	<p>第 4 条(保健医療院の設置承認等) &lt;削除 99.8.9&gt;</p>

<p>第 5 条(保健所で管掌できる業務の例示等)</p> <p>①法第 9 条の規定により、保健所で管掌できる業務の例示は別表 1 のとおりである。</p>		<p>第 9 条(保健所の業務) 保健所は、当該の地方自治団体の管轄区域内で行われる次の各号の事項を管掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康増進・保健教育・口腔健康、および栄養改善事業</li> <li>2. 伝染病の予防・管理および診療</li> <li>3. 母子健康・家族計画事業</li> <li>4. 老人保健事業</li> <li>5. 公衆衛生および食品衛生</li> <li>6. 医療人および医療機関に対する指導などに関する事項</li> <li>7. 医療技士・医務記録士および眼鏡士に対する指導等に関する事項</li> <li>8. 応急医療に関する事項</li> <li>9. 農漁村等の保健医療のための特別措置法による公衆保健医師・保健診療員・および保健診療所に対する指導等に関する事項</li> <li>10. 薬業に関する事項と麻薬・向精神性医薬品の管理に関する事項</li> <li>11. 精神保健に関する事項</li> <li>12. 家庭・社会福祉施設等を訪問して行う保健医療事業</li> <li>13. 地域住民に対する診療、健康診断および慢性進行性疾患等の疾病管理に関する事項</li> <li>14. 保健に関する実験または検査に関する事項</li> </ol>
---	--	--

<p>15. 障害者の再活事業、その他保健福祉部令が定める社会福祉事業</p>		<p>②法第9条第15条の規定による社会福祉事業は、社会保障基本法第3条第3号の規定による公共扶助と、同条4号の規定による社会福祉サービスとする。</p>
<p>16. その他地域住民の保健医療の向上・増進、およびそのための研究などに関する事業</p>		<p>③第2項の規定による社会福祉事業は、福祉事務を専門担当する機構を設置し運営する保健所がこれを管掌する。</p>
<p>第10条(保健支所の設置) 地方自治体は保健所の業務遂行のために必要であると見なした時は、大統領令が定める基準に従い、当該の地方自治団体の条例で保健所の支所(以下“保健支所”とする)を設置できる。</p>	<p>第8条(保健支所の設置) 法第10条の規定により、保健支所を設置できる基準は、邑・面(保健所が設置された邑・面を除く)ごとに、1箇所ずつとする。但し、市長・郡守・区庁長は、地域住民の保健医療のため、特に必要であると見なした場合には、必要な地域に保健支所を設置し、運営したり、いくつかの保健支所を統合して一つの統合保健支所を設置・運営することができる。</p>	
<p>第11条(保健所の組織) 保健所の組織に関して、大統領令が定める事項以外は、地方自治法第102条の規定に基づく。</p>	<p>第9条(保健所の組織基準) ①法第11条の規定により保健所の組織基準を定める時、行政自治部長官は事前に保健福祉部長官と協議しなければならない。〈改定 98.2.28〉 ②保健所の組織は、当該の市・郡・区の人口規模、地域特性、保健医療の需要等を考慮し、他の地方自治団体との均衡を維持して、合理的に決めなければならない。 ③保健所の機能と業務量が変更される場合には、それにより保健所の組織と定員も調整しなければならない。</p>	

<p>第 12 条(専門人材の適正配置等) ①保健所には、所長と第 9 条の各号の規定による業務を進行するのに必要な免許・資格または専門知識を持った人材(以下“専門人材等”とする)を置かなければならない。</p> <p>②市・道知事は、保健所の専門人材等の適正配置のため必要と見なした時は、地方公務員法第 30 条の 2 第 2 項の規定により、保健所間で専門人材等の交流を行うことができる。</p>	<p>第 10 条(専門人材等の配置基準) ①法第 12 条の規定により、保健所および保健支所には、医務・歯務・薬務・保健・看護・医療技術・食品衛生・栄養・保健統計・電算等の保健医療に関する業務を専門担当する専門人材等を置く。</p> <p>②第 1 項の規定による専門人材等の免許または資格の種別の最小配置基準は、保健福祉部令で定める。</p>	<p>第 6 条(専門人材等の配置) ①令第 10 条第 2 項の規定による、専門人材等の免許または資格の種別による最小配置基準は別表 2 の通りである。</p> <p>②市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定による専門人材等の最小配置基準による専門人材等の定員を確保するため、当該の市・郡・区(自治区を言う)の職制および定員に関する規則に、これを反映しなければならぬ。</p> <p>③市長・郡守・区庁長は、特別な理由がない限り、保健所および保健支所の専門人材等を、その所持する免許または資格と関連の職位に補職しなければならない。</p>
	<p>第 11 条(保健所長) ①保健所に保健所長(保健医療院の場合には院長を言う。以下同じ)1 名を置くが、保健所長は医師免許を持った者のうち、市長・郡守・区庁長が任用する。但し、医師の免許を持った者で保健所長を補充するのが困難な場</p>	



合は、地方公務員任用令別表 1 による保健医務職群の公務員を保健所長として任用することができる。

②市長・郡守・区庁長は、第 1 項の但し書きの規定により、保険医務職群の公務員を保健所長に任用する場合は、当該の保健所で実際に行なう業務の職列の公務員として、保健所長に任用される前の最近 5 年以上の勤務経験がある者の中から任用しなければならぬ。

③保健所長は、市長・郡守・区庁長の指揮・監督を受け、保健所の業務を掌握し、所属公務員を指揮・監督して、管轄保健支所と農漁村等の保健医療のための特別処置法第 2 条第 4 項の規定による保健診療所(以下“保健診療所”とする)の職員および業務について指導・監督する。

第 12 条(保健支所長) ①保健支所に保健支所長 1 名を置くが、保健支所長は地方医務職または専門職公務員で任用する。

②保健支所長は、保健所長の指揮・監督を受け、保健支所の業務を掌握し、所属職員を指揮・監督して、保健診療所の職員および業務に対して指導・監督する。

第 13 条(専門人材等の任用資格基準) 法第 12 条の規定により、専門人材等の配置のための任用資格基準は、該分野の免許または資格を所持した者

<p>③保健所福祉部長官と市・道知事は、保健所の専門人材等の資質向上のために必要な教育訓練を施行しなければならぬ。</p>	<p>とすが、当該の分野の業務に2年以上従事した者を優先に任用しなければならない。</p> <p>第14条(専門人材に対する教育訓練) ①保健福祉部長官または市・道知事は、法第12条第3項の規定により、専門人材等の新規任用のための基本教育訓練と、職務分野別の専門教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の規定による教育訓練を、所属教育訓練機関で受けさせたり、別の行政機関所属の教育訓練機関、または民間教育機関に委託して受けさせることができる。</p>	<p>第7条(専門人材等に対する教育訓練) ①市長・郡守・区庁長は、新規の任用や5級以上の公務員に昇進任用する専門人材等に対しては、特別な理由がない限り、職級と職務分野に相応する基本教育訓練過程を履修させた後に補職しなければならない。但し、保健福祉部長官が認定した教育訓練機関で、所定の過程を終えた者は、補職後に基本教育訓練を実施することができる。</p> <p>②市・道知事は、令第14条第2項の規定により、専門人材等の教育訓練を、他の行政機関所属の教育訓練機関または民間教育訓練機関に委託して受けさせる時は、教育訓練費用の全部または一部を該当教育訓練機関に補助することができる。</p> <p>③専門人材等に対する教育訓練過程、教育訓練内容、教育訓練機関の選定等に関して、必要な事項は保健福祉部長官が定める。</p>
<p>④保健福祉部長官は保健所の専門人材等に対し、その配置および運営実態を調査することができる。またその配置および運営が不適切であると判断された時は、その是正のために市・道知事または市長・郡守・区庁長に助言または勧告、指導す</p>	<p>第15条(専門人材等の配置および運営実態調査) ①保健福祉部長官は、法第12条第4項の規定により、専門人材等の配置および運営実態調査を、2年ごとに実施しなければならない。必要な場合は市・道または市・群・区に対し、随時その実態調</p>	

<p>ることができる。</p>	<p>査を実施することができる。</p> <p>②保健福祉部長官は、第1項の規定による実態調査の結果、専門人材等の適切な配置および運営に必要であると判断される場合は、市・道知事に専門人材等の交流を勧告することができる。</p>	<p>第8条(専門人材等の交流勧告) 令第15条第2項の規定により、保健福祉部長官が市・道知事に、専門人材等の配置および運営の是正のため、専門人材等の交流を勧告することができる。</p> <p>1. 専門人材等の均等ある配置のために交流する場合</p> <p>2. 保健所の相互間の協調を増進するため、隣接する保健所間で交流する場合</p> <p>3. 専門人材等の縁故地配置のため必要な場合</p>
	<p>第16条(専門人材等の欠員補充) ①市・道知事または市長・郡守・区庁長は、保健所に専門人材等の欠員が生じた時は、遅滞なくその補充に必要な処置を取らなければならない。</p> <p>②市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による専門人材等の欠員補充のために必要な時は、保健福祉部長官または市・道知事に配置を希望する専門人材等(以下この条では“任用希望者”とする)の推薦を要請することができる。</p> <p>③保健福祉部長官または市・道知事は、専門人材等の欠員補充のため、任用希望者の名簿作成し備えて置かなければならず、第2項の規定により任</p>	<p>第9条(任用希望者名簿の登載申請) 専門人材等は、令第16条第3項の規定により、任命希望者名簿に登載を希望する場合は、別</p>

<p>⑤第 1 項の規定による専門人材等の配置および任用資格基準と、第 3 項の規定による教育訓練の対象、期間、評価、その結果処理などに関する必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>第 13 条(施設の利用) 保健所は保健医療に関する実験または検査のため、医師・歯科医師・漢方医師・薬事等とその施設の利用を許可したり、他人の由来を受けて実験または検査をすることができる。</p>	<p>用希望者の推薦の要請を受けた場合は、遅滞なく任用希望者の名簿に登載された者の中から、任用希望者を推薦しなければならない。</p> <p>第 17 条(教育訓練の対象等) 法第 12 条第 5 項の規定による教育訓練課程別の教育訓練の対象、および期間は、次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本教育訓練は、当該の職級の公務員で、必要な能力と資質を養えるように、新規で任用される専門人材等を対象に行なうが、教育訓練期間は 3 週間以上とする。</li> <li>2. 専門教育訓練は、保健所で現在担当していたり、担当する職務分野に必要な専門的知識と技術を習得できるよう、在職中の専門人材等を対象にするが、教育訓練期間は 1 週間以上とする。</li> </ol> <p>第 18 条(施設利用の便宜提供等) ①市・道知事、市長・郡守・区庁長、保健所長および関係公務員は、法第 13 条の規定による保健所の施設利用、実験または検査の以来に対して、正当な理由なくこれを拒否することはできず、必要な便宜を提供しなければならない。</p> <p>②保健所長は、第 1 項の規定により、他人の以来</p>	<p>紙第 1 号誓式の任用希望者名簿登載申請書に、次の各号の書類を添付し、保健福祉部長官または市・道知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 履歴書 1 部</li> <li>2. 免許証または資格証の写本 1 部</li> </ol>
---	---	--

<p>第 14 条(手数料等) ①保健所はその施設を利用した者、実験または検査を依頼した者、または診療を受けた者から手数料または診療費を徴収できる。</p> <p>②第 1 項の規定による手数料と診療費は、保健福祉部長官が定める基準に従い、当該の地方自治団体の条例で定める。</p> <p>第 15 条(保健所の施設) 保健所には、保健福祉部長官が定める施設・装備等を備えなければならない。</p> <p>第 16 条(保健所等の表示) 保健所長は、地域住民が保健所または保健支所を分かりやすく、また便利に利用できるように、保健福祉部長官が定める表示をしなければならぬ。</p> <p>第 17 条(保健所等の会計) 保健所および保健支所の手数料および診療費の収入は、地方財政法第 13 条の規定による収入対替経費の方法により直接使用できる。また会計事務は当該の地方自治団体の規則が定めるところにより簡素化できる。</p> <p>第 18 条(健康診断等の申告) 医療機関ではない者が、地域住民の多数を対象に健康診断・予防接種、または巡回診療等、住民の健康に影響を及ぼす行為(以下“健康診断等”とする)を行う場合は、保健福</p>	<p>を受けて実験または検査を行なった時は、その結果を遅滞なく依頼人に通知しなければならない。</p>	<p>第 10 条(保健教育の結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p> <p>第 11 条(健康診断等の申告) 法第 18 条の規定により、地域住民の多数を対象に健康診断・予防接種または巡回診療等、住民の健康に影響を及ぼす行為(以下“健康診断等”</p>
	<p>第 19 条(保健教育の結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p> <p>第 20 条(健康診断等の承認および結果提出) &lt;削除 99.8.9&gt;</p>	

<p>社部令が定めるところにより、健康診断等を行う地域を管轄する保健所長に申告しなければならない。医療機関が医療機関外の場合で地域住民の多数を対象に健康診断等を行う場合も同じである。〈改正 99.2.8〉</p>	<p>第 19 条(費用の補助) ①国家と市・道は、保健所の設置と運営に必要な費用、および地域保健医療計画の施行に必要な費用の一部を補助しなければならない。</p> <p>②第 1 項の規定による国庫補助金は、設置費と付帯費においてはその 3 分の 2 以内とし、運営費および地域保健医療計画の施行に必要な費用においてはその 2 分の 1 以内とする</p> <p>第 20 条(報告等) 保健福祉部長官は地方自治団体に対し、保健福祉部令が定めるところにより、保健所の設置・運営に関して報告をさせたり、指導・監視を行うことができる。</p>
<p>とする)を行なう者は、健康診断等を実施する 3 日前までに、別紙第 3 号書式の健康診断等申告書に、次の各号の書類を添付し、管轄保健所長に申告しなければならない。</p> <p>1. 医師・歯科医師または漢方医師免許証の写本 1 部</p> <p>2. 医療機関開設許可証、または申告証 1 部 (医療機関に限る)</p> <p>〈改定 99.8.9〉</p>	<p>第 21 条(健康診断等の協議および結果提出) 〈削除 99.8.9〉</p> <p>第 12 条(報告等) ①市長・郡守・区庁長は、法第 20 条の規定により、保健所の設置・運営に関して毎年 6 月末と 12 月末に、別紙第 5 号書式の保健所設置運営現況で、市・道知事を経て保健福祉部長官に報告しなければならない。</p>

<p>②保健福祉部長官は、保健所の設置・運営に関する指導・監督のために必要な場合は、所属公務員に実態調査を行なわせることができる。その実態調査の結果、不適切だと判断された場合は、地方自治団体に対して、その是正を行なうように要求しなければならない。</p>		<p>第 21 条(類似名称の使用禁止) この法による保健所・保健診療院または保健支所ではなれば、各々保健所・保健医療院または保健支所という名称を使用してはならない。</p> <p>第 22 条(医療法に対する特例) 第 8 条の規定による保健医療院は、医療法第 3 条第 4 項の規定による病院、または同条第 6 項の規定による歯科医院または漢方医院と見みなす。また保健所および保健支所は、同条第 6 項の規定による医院・歯科医院・または漢方医院と見みなす。</p> <p>第 23 条&lt;削除 99.2.8&gt;</p> <p>第 24 条(権限の委任等) ①この法による保健福祉部長官の権限は、大統領令が定めるところにより、その一部を市・道知事または市長・郡守・区庁長に委任することができる。</p> <p>②市・道知事または市長・郡守・区庁長は、この法による保健所および保健支所の業務のうち、保健福祉部長官から委任または再委任を受けた業務</p>
	<p>第 22 条(業務の委託および代行) ①法第 24 条第 2 項の規定により、市・道知事または市長・郡守・区庁長が医療機関、その他保健医療関連機関・団</p>	

<p>について、大統領令が定めるところにより、その一部を医療機関、その他保健医療の関連機関・団体に委託したり、医療法第 2 条の規定による医療人にその業務の一部を代行させることができる。</p> <p>③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 2 項の規定により業務を委託した場合は、その費用の全部または一部を補助することができる。また医療人にその業務の一部を代行させた場合は、そ</p>	<p>体に委託できる業務は次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の診療</li> <li>2. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の予防業務のうち、防疫消毒業務</li> <li>3. 法第 9 条第 12 号の規定による家庭・社会福祉施設等を訪問して行なう保健医療事業</li> <li>4. 法第 9 条第 13 号および第 14 号の規定による特殊な専門知識、および技術を要する診療、実験または検査業務</li> <li>5. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務</li> </ol> <p>②法第 24 条第 2 項の規定により、市・道知事または市長・郡守・区庁長が、医療法第 2 条の規定による、医療人に代行させることができる業務は、次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第 9 条第 13 号の規定による特殊な専門知識および技術を要する診療業務</li> <li>2. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務</li> <li>③法第 24 条第 3 項の規定による費用補助、実費弁償、その他業務の委託、および代行に関する必要な事項は、当該の地方自治団体の条例で定める。</li> </ol>
---	--



		<p>の業務遂行に所要される実費を弁償することができる。</p> <p>第 25 条(罰則) &lt;削除 99.2.8&gt;</p> <p>第 26 条(過怠料) ①次の各号のひとつに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠料に処する。 &lt;99.2.8 改正&gt;</p> <p>1.第 18 条の規定による申告を行わなかったり、虚偽の申告をして健康診断を行なった者</p> <p>2.第 21 条の規定に違反し、類似名称を使用した者</p> <p>②第 1 項の規定に過怠料は、当該の地方自治団体の条例が定めるところに従い、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。</p> <p>③第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長に異議を提起することができる。</p> <p>④第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が、第 3 項の規定により異議を提起した場合、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならぬ。その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料の裁判を行なう。</p> <p>⑤第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しない場合は、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。</p>
--	--	--

附 則	附 則	附 則
<p>第1条(施行日) この法は1996年7月1日から施行する。</p> <p>第2条(保健所等に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により設置された保健所・保健医療院または保健支所は、この法により設置された保健所・保健医療院または保健支所と見る。</p> <p>第3条(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用は、従来の規定に基づく。</p> <p>第4条(他の法律の改正) ①薬事法のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第21条第5項第7号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>②医療法のうち、次のとおりに改正する。</p> <p>第52条第1項第2号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>③医療技士等に関する法律のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第21条第1項第2号のうち“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>	<p>第1条(施行日) この令は交付した日から施行する。</p> <p>第2条(地域保健医療計画に関する適用例) 第5条第1項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画(年次別施行計画を除く)は、1998年12月31日まで適用する。</p> <p>第3条(地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期に関する経過措置) 第5条第1項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期は、第5条第2項の規定に関わらず、市長・郡守・区庁長の場合は1996年12月31日までとし、市・道知事の場合は1997年2月までとする。</p> <p>第4条(保健所長に関する経過措置) この令の施行当時、保健所長として在職中の者は、第11条第2項の規定に関わらず、この令の規定により保健所長に任用されたものと見なす。</p> <p>第5条(他の法令の改正) 医療法施行令のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第7条第2項第1号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>	<p>①(施行日) この規則は交付した日から施行する。</p> <p>②(専門人材等の配置に関する経過措置) 市長・郡守・区庁長が第6条第2項の規定により、当該の市・郡・区(自治区を言う)の職制および定員に関する規則を改定する場合は、第6条第1項の規定に関わらず、1998年12月31日までは別表2の基準による専門人材等を配置したものと見なす。</p>

附 則(99.2.8)	附 則(99.8.9)	附 則
<p>①(施行日) この法は公布後の6ヶ月が経過した日から施行する。</p> <p>②(健康診断等の申告に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により地域住民の多数を対象にした健康診断等に関して保健所長の承認を受けた者で、その健康診断等を終了しなかった者と、承認申請後の手続きが進行中の者は、第18条の改正規定による申告した者と見なす。</p> <p>③(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従来の規定に基づく。</p>	<p>この令は、1999年8月9日から施行する。</p>	<p>この規則は1998年8月9日から施行する。</p>

厚生労働科学研究費補助金（がん予防等健康科学総合研究事業）  
分担研究報告書

地域保健行政従事者に必要な能力・技術の構造の分析  
—地域保健行政従事者のリーダーシップとその開発について—

分担研究者 須藤 紀子（国立保健医療科学院生涯保健部 研究員）

研究要旨

新しい時代に求められる保健所の役割と保健所長のリーダーシップをテーマにシンポジウムを開催し、そのあり方を探るとともに、アメリカの州や郡の保健衛生部局の長に対するリーダーシップ研修をおこなっている Public Health Leadership Institute (PHLI) を訪問し、リーダーシップ開発のあり方を検討することを目的とした。保健所長のリーダーシップとしては、マネジメント能力が重視されており、PHLI の研修内容をみても、地域におけるパートナーシップの構築や交渉術、コミュニケーションなど、組織の内外における連絡調整能力を養成するものが多かった。リーダーシップの開発には、事例研究や臨地実習など受講生が能動的に考え、応用力を身につけるようなものが有効であり、本院の役割としては、現行の研修にこれらを積極的に取り入れていくとともに、事例の蓄積による事例集の作成やテキストの開発、PHLI で使用されているようなリーダーシップ開発のための新しいツールの導入などが求められると考えられた。

A. 研究目的

近年、いわゆる保健所問題だけでなく、日本の公衆衛生全体のあり方そのものが問われる時代になってきており、今後どういう方向で展開していくかについては、関係者、とくに地域保健行政のリーダーである保健所長のリーダーシップが重要になってくる。そこで、わが国における地域保健行政従事者のリーダーシップ開発のあり方を検討することを目的に、新しい時代に求められる保健所の役割と保健所長のリーダーシップをテーマにシンポジウムを開催し、そのあり方を探った。また、アメリカの州や郡の保健衛生部局の長に対するリーダーシップ研修をおこなっている Public Health Leadership Institute (PHLI) を訪問し、公衆衛生分野におけるリーダーシップの研修内容について調査を実施した。

B. 研究方法

1. シンポジウム

平成15年10月31日に国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において、「新しい時代に求められる保健所の役割と保健所長のリーダーシップ」をテーマにシンポジウムを開催した。シンポジストは、本院の研修担当者のほか、東京都衛生主管部参事、NPO 理事長、保健所長らを招いた。

2. 米国リーダーシップ研修機関の訪問調査

平成16年2月19-20日にアメリカ・ノースカロライナ大学 School of Public Health のサービス提供部門である North Carolina Institute of Public Health が提供する3つのプログラム (National Public Health Leadership Institute, Southeast Public Health Leadership Institute, Management Academy for Public Health) の担当者に聞き